

別紙 2

点検結果評価基準

評価	是正程度	詳細
A	経過観察を要する	劣化・損傷等はあるが施設の機能・安全性に支障をきたしてはならず、修繕・取替等の緊急性は低い。
B	是正を要する	劣化・損傷等により施設の機能・安全性に支障をきたし始めている、または放置するとさらに劣化・損傷等が進むおそれがある。
C	至急是正を要する	劣化・損傷等により施設の機能・安全性に支障をきたしており、事故の発生につながるおそれがある。
D	緊急対策を要する	劣化・損傷等が著しく施設の機能・安全性に著しい欠陥が有り、使用禁止等の緊急対策が必要である。